

柏崎あきんど協議会 空き店舗等活用創業等支援事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏崎市内の中心商店街を含む商業地域の空き店舗等を解消するとともに、創業を支援することで商業活性化及びにぎわい創出を図るため、当該地域の空き店舗等で新規開店する者に対して、経費補助を毎年度の予算の範囲内において交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 中心商店街とは、次のいずれかの商店街をいう。
 - ア 柏崎市駅前商店街振興組合
 - イ 柏崎駅仲商店街振興組合
 - ウ 協同組合柏崎ニコニコ商店街
 - エ 本町五丁目振興会
 - オ 柏崎市本町六丁目商店街振興組合
- (2) 商業地域とは、柏崎市が制定する都市計画において、用途地域のうち「商業地域」として定める区域をいう。
- (3) 空き店舗等とは、商業地域の街区内に所在する空き店舗及び空き家物件であって、柏崎あきんど協議会が指定した物件をいう。
- (4) 創業とは、全くの新規開業又は既存事業者でも新たに空き店舗等を利用して新分野への展開をすることをいう。
- (5) 新分野への展開とは、日本標準産業分類中分類以上の変更を行う者をいう。ただし、補助対象業種以外の業種からの参入の場合、小分類以上の変更を行う者を含む。
- (6) 移転とは、既存事業者が同じ業種のまま別表①で定める地域間の移転又は支店の開店により、商売を始めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、商業地域の空き店舗等に入居して創業又は移転開業する者とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本店所在地、住所が市内であること。
 - (2) 開業する業種は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（他に分類されないもの）」であって、次に掲げるものを除く業種
 - ア 「卸売業、小売業」のうち「卸売業」
 - イ 「宿泊業、飲食サービス業」のうち「宿泊業」及び「飲食店」の中の「酒場、ビアホール」、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」
 - ウ サービス業（他に分類されないもの）のうち「政治・経済・文化団体」及び「宗教」
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種
 - オ 公序良俗に反する事業又はサービス等の提供を行うもの
 - (3) 昼間営業（12時から13時までを含む10時から16時までの間）を3時間以上店舗での対面営業するもの。
 - (4) 賃貸の場合は、当該空き店舗を1年以上賃貸借して事業活動を行うこと。
 - (5) 取得の場合は、補助対象者自らが当該店舗で1年以上事業活動を行うこと。対象物件の全部を第三者に対して賃貸し、または使用させる行為（テナント貸し）は対象外とする。
 - (6) 警察当局から排除要請のある者ではないこと。
 - (7) 市内に居住の者は、市税の滞納がないこと。
 - (8) 市外に居住の者は、開店日までに柏崎市に転入すること。
- 2 補助対象者になり得るものは、事前に柏崎あきんど協議会事務局に出店計画について相談しなけ

ればならない。

- 3 開業後は、商店街に所在する空き店舗等の場合は商店街振興組合（以下「商店街振興組合等」という）及び柏崎商工会議所いずれも、それ以外に所在する空き店舗等の場合は柏崎商工会議所に加入すること、また、柏崎市を納税地とすることを条件とする。
- 4 第1項に掲げるもののほか、柏崎あきんど協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認める業種についても補助対象とする。
- 5 商店街振興組合等は、補助対象者が商店街振興組合等に未加入の場合、新たに商店街振興組合等に参加したことを、商店街振興組合等加盟証明書（別記第1号様式）にて会長に証明するものとする。

（補助対象施設）

第4条 補助対象施設は、店舗及び診療所等とする。

（補助対象事業）

- 第5条 補助対象となる事業は、当該年の2月1日から1月末日までの間に開店する店舗において実施される店舗改装・広告宣伝・トイレ新設および家賃支払いとする。
- 2 前項の店舗改装・広告宣伝・トイレ新設は、同期間内に着手、完了および支払いがなされるものに限る。
 - 3 家賃の補助対象は、開店日の属する月から起算して1年間とする。
 - 4 開店日とは、不特定多数の者を対象として、継続的に商品の販売またはサービスの提供を開始する日のことをいう。

（補助対象経費、補助率又は額及び補助限度額）

- 第6条 補助対象経費、補助率又は額及び対象期間補助限度額は、別表②のとおりとする。ただし、国、地方公共団体その他の公共団体からこの要綱に規定する補助金と同様の補助金等の交付を受けている場合、その該当する補助対象経費については対象外とする。
- 2 当該年においては、1月末までの支払分を補助対象経費とする。
 - 3 当事業の消費税の本則課税事業者は税抜額、2割特例、免税事業者及び簡易課税事業者は税込額を補助対象経費とする。
 - 4 物件を取得した場合は、店舗として供する部分に係る経費のみを対象とする。

（補助金の交付申請）

- 第7条 補助金の交付申請をしようとする者は、空き店舗等活用創業等支援事業補助金交付申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添付して会長が定める日までに提出しなければならない。
- (1) 開業計画書
 - (2) 店舗位置図（見取図）
 - (3) 賃貸の場合は、賃貸借契約書の写し
 - (4) 取得の場合は、不動産売買契約書または登記簿謄本
 - (5) 補助対象経費に係る支出を確認できる書類の写し（見積書、工事請負契約書、請求書、領収書等）
 - (6) 新規創業の場合、営業を確認できる書類の写し（個人事業開業届出書又は登記簿謄本）
 - (7) 既存事業者が新分野へ展開する場合、既存事業の内容を確認できる書類
 - (8) 許認可を必要とする業種の場合、その許可証の写し
 - (9) 市税の滞納がないことが確認できる書類の写し
 - (10) その他会長が必要と認める書類
- 2 当該年の2月1日から総会開催日までに開店した場合で当事業の補助を受けようとするものは、総会開催日の翌日から30日以内に申請すること。

（反社会的勢力の排除）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該補助金の交付の申請をすることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（空き店舗の所有者等及び既補助金交付者）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該補助金の交付の申請をすることができない。

- (1) 賃貸の場合は、空き店舗等の所有者である個人又は法人の代表者の3親等以内の親族に該当する者
- (2) 取得の場合は、空き店舗等の売買契約等の相手方である個人または法人の代表者の3親等以内の親族に該当する者
- (3) 既に当該補助金の交付を受けている者

（補助金の交付決定等）

第10条 会長は、補助金の交付申請があった場合、審査会を開催し適当と認めたときは、空き店舗活用創業等支援事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。この場合において、交付予定額は、予算総額及び別表に定める範囲内で、決定するものとする。

なお、柏崎市が定める特定創業支援事業を修了し、特定創業支援機関による証明書を提出することで、審査会での審査を免除することができる。

- 2 前項の規定による審査の結果、交付しないと決定したときは、空き店舗活用創業等支援事業補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第11条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、交付申請の際に記載した内容又は添付書類を変更しようとするときは、空き店舗活用創業等支援事業補助金事業変更承認申請書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて速やかに会長へ提出しなければならない。

- 2 活動の内容の変更を伴わない軽微な変更による金額の変更は、実績報告時に報告するものとする。
- 3 会長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、空き店舗活用創業等支援事業補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により補助事業者へ通知するものとする。
- 4 補助事業者が、当該申請に係る補助対象行為を中止又は廃止しようとするときは、空き店舗活用創業等支援事業補助金中止（廃止）届出書（別記第7号様式）を会長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業期間終了日から30日以内あるいは、2月10日のいずれか早い日（休業日の場合は、前営業日）までに、空き店舗活用創業等支援事業実績報告書（別記第8号様式）

（以下「実績報告書」という。）にて当該年度の実績を会長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付決定日までに補助事業が完了している場合は、交付決定日から30日以内に実績報告書を提出しなければならない。

（補助金の確定と交付）

第13条 会長は、前条の実績報告書の提出に対し、必要な検査を行い、適当と認めた場合、交付すべき補助金額を確定し、空き店舗活用創業等支援事業補助金確定通知書（別記第9号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

- 2 補助金は、前条の実績報告書を受領した日から30日以内に交付する。

(決定の取消し)

第14条 会長は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 補助事業者が第8条のいずれかに該当することが判明したときは、直ちに補助金の交付の決定の全部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第15条 会長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 会長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項に定める返還金の全部又は一部を免除することができる。

(事業経過の確認)

第16条 補助金の交付を受けた者は、事業経過確認のため、会長から開店後3年間各年の決算書の写しの提出を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(その他)

第17条 本事業の補助金の交付を受け、別表②の創業①に該当するものは、同店舗で3年間事業を継続した際に、別表③の補助金を申請することができる。

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

別表① (第2条関係)

移転前 移転後	中心商店街	中心商店街を除く 商業地域	商業地域外
中心商店街	×	●	●
中心商店街を除く 商業地域	×	×	●
商業地域外	×	×	×

別表②（第6条関係）

区分	補助対象経費	補助率A ※6	補助率B ※7	補助限度額
創業① ※1	・開業時に掛かる改装費（什器、備品含む） ・広告宣伝費	2／3	1／2	30万円
	・家賃	2／3	1／2	20万円
第二創業① ※2	・開業時に掛かる改装費（什器、備品含む） ・広告宣伝費	2／3	1／2	20万円
	・家賃	2／3	1／2	10万円
第二創業② ※3	・開業時に掛かる改装費（什器、備品含む）	2／3	1／2	15万円
移転・支店の開設 ※4	・開業時に掛かる改装費（什器、備品含む） ・広告宣伝費	2／3	1／2	15万円
共通	トイレ新設費（購入・設置・配管） ※5	2／3	1／2	30万円

※1 全くの新規開業を行う者

※2 商業地域外からの移転を伴う新分野への事業展開を行う者。商業地域内の店舗を残しつつ、他の空き店舗を活用して新分野への事業展開を行う者

※3 商業地域内の店舗を閉鎖し、他の空き店舗を活用して新分野への事業展開を行う者

※4 既存事業者が同じ業種のまま、移転又は支店として商売を始める者

※5 賃貸の場合は店舗部分に、取得の場合は対象物件にトイレが全く備わっていない場合のみ対象となる。既存の設備の単なる維持・修繕・交換する費用は対象外とする。

※6 この補助率は、商業地域外から中心商店街へ出店する場合に適用される。

※7 この補助率は、商業地域外から中心商店街を除く商業地域へ、または、中心商店街を除く商業地域から中心商店街へ出店する場合に適用される。

（附 則）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

平成25年6月 5日一部改定

平成27年6月17日一部改定

平成28年6月 9日一部改定

平成29年6月 9日一部改定

平成30年7月11日一部改定

令和 2年6月23日一部改定

令和 3年5月11日一部改定

令和 6年5月15日一部改定

令和 7年5月15日一部改定

令和 8年6月 4日一部改定

令和 8年8月 6日一部改定